

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 5 月 10 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K02834

研究課題名(和文) 王朝国家財政構造の研究 賀茂祭の行事用途を素材に

研究課題名(英文) Study on the fiscal structure of Ocho-kokka -Using Kamo festival expenses -

研究代表者

下向井 龍彦 (SHIMOMUKAI, Tatsuhiko)

広島大学・教育学研究科・教授

研究者番号：60171005

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、新出応和3年宣旨にみえる齋院禊祭料調達の歴史的変遷の4つの段階を指針として、律令国家財政構造から王朝国家財政構造への転換の実相と転換後の財政構造・財政政策の特質について具体的に解明した。その成果は紙媒体の報告書に論文「王朝国家の財政構造と齋院禊祭料の諸段階」として公表した。研究協力者の協力を得て古記録から平安時代の賀茂祭関係史料の抽出・整理を行い、上記紙媒体報告書に「賀茂祭関係古記録史料集(稿)」と題して公表した。

研究成果の概要(英文)：In this research, with the guideline of the four stages of the historical transition of Kamo festival expenses we can know through Ouwa 3(AD963) Senji discovered newly, I clarified actual phases of conversion from Ritsuryo-kokka fiscal structure to Ocho-kokka fiscal structure, and clarified the characteristics of fiscal structure and fiscal policy in detail after conversion. The research results were published as a paper entitled "The fiscal structure of Ocho-kokka and Various Stages of the Kamo festival expenses."

研究分野：日本古代史(奈良平安時代史)

キーワード：齋院禊祭料 寛平・延喜の財政構造改革 律令国家財政構造 王朝国家財政構造

1. 研究開始当初の背景

1990年代初頭に、10世紀後半に財政構造が転換しそれを基礎に律令国家は根本的に転換したとする10世紀後半画期論が提起された。それはそれまで平安時代研究の枠組みとして広範な支持を得ていた、9世紀末～10世紀初頭の寛平・延喜の国制改革によって律令国家体制から王朝国家体制に転換したとする王朝国家論を全面的に否定する議論であった。その後、その議論に追隨する研究が相次いで発表され、10世紀後半画期論は平安時代史研究の枠組みとして急速に定説の位置を獲得した。しかし10世紀後半画期論が基礎に据える10世紀後半財政構造転換論は実証的に大きな問題があり、とりわけ賀茂祭・齋院禊祭料については、新出応和3年(963)宣旨によって10世紀後半の画期は完全に否定される。私は王朝国家論の立場に立つ財政構造論・財政構造転換論を模索し、2010年論文「撰関期の齋院禊祭料と王朝国家の財政構造」(『九州史学』156)で、撰関期の齋院禊祭料調達の実態を通して王朝国家段階の財政構造の特質を解明していたが、その成果を踏まえて新出応和3年宣旨からうかがえる禊祭料調達の4段階を手がかりに、律令国家財政構造から王朝国家財政構造への転換が9世紀末～10世紀初頭の寛平・延喜の財政構造改革によって達成されたことを解明する。

2. 研究の目的

本研究は、拙著『日本の歴史07 武士の成長と院政』(講談社2001年)で示した平安時代の国家像＝王朝国家論をふまえ、王朝国家の財政構造の特質とその諸段階を解明する作業の一環として、平安中期における賀茂祭・齋院禊祭料調達の諸段階、とりわけ撰関期の齋院禊祭料調達方式を特徴付ける「官符国宛制」が、9世紀末～10世紀初頭、寛平・延喜の国制改革の一環としての財政構造改革によって律令国家財政構造から王朝国家財政構造に転換した結果として採用された「官符国宛制」の一部であることを解明し、同時に「10世紀後半画期論」の有力な実証的基礎を崩し本研究の依拠する「王朝国家論」の優位性を確認することを目的とするものである。

3. 研究の方法

本研究は、新出応和3年宣旨にみえる齋院禊祭料の4段階を分析基準に、第1段階の齋院禊祭料が大蔵省に一括収蔵された調庸の分配を受ける律令国家財政構造下の調達方式であったことを『延喜式』規定から解明し、禊祭料の第1段階から「官符国宛制」を採用する第2段階への転換が律令国家財政構造から王朝国家財政構造への転換によるものであったことを同時期の財政政策史料・財政運営実態史料を通して解明し、第2段階から第3段階への転換、第3段階から第4段階への転換が王朝国家財政構造の枠内での納入率アップ政策であったことを財政政策史料・財政運営実態史料によって解明し、10世紀後半画期論が成立しがたいこと、王朝国家論が有効であることを明らかにする。

4. 研究成果

前稿「撰関期の齋院禊祭料と王朝国家の財政構造」において、『小右記』の記主藤原実資が26年間の長きにわたって禊祭行事上卿を勤めた10世紀末～11世紀前半の『小右記』賀茂祭関係記事を素材に、撰関期の賀茂祭・齋院禊祭料催徴の実態とそこからうかがうことができる王朝国家の財政構造の特質を明らかにした。また前稿「はじめに」で、新出応和3年(963)宣旨をもとに、9世紀～11世紀前半における齋院禊祭料の催徴方式と違期・麤悪・未進対策の4つの段階について概観した。

第1段階 期日(2月30日)が来たら齋院が大蔵省などの保管官司から出給を受けていた律令国家財政の段階である。しかしこの出給方式は諸国調庸未進が増大し(したがって大蔵省などから齋院に出給できなくなり)、破綻してしまう。

第2段階 そこで政府は毎年「官符」で諸国に料物を割り当て、期日までに諸国から齋院に直接進納させる方式に転換した。「官符国宛制」である。その時期は、延喜初年ごろである。しかし期日内に進納しても粗悪品と査定されて返却される国や違期・未進する国が跡を絶たなかった。政府は諸国の「懈怠」は明確な制裁規定がないためであると考えた。

第3段階 そこで政府は、国司に違期・麤悪・未進があれば「申請解文」＝諸国申請雑事を裁許しないという制裁を課すことによって納入率を高めようとした。その時期は、延長5年(927)である。しかしなお懈怠(麤悪・違期・未進)は絶えず、とりわけ交替年の前司と後司の進済責任の押し付け合いが懈怠の要因として問題視されるようになった。

第4段階 そこで応和3年(963)の賀茂祭を前にした4月10日、「申請解文」を裁許しない方針を撤回し、交替年禊祭料の前司進済責任を明確化するとともに、4年分の完納証明(齋院勘文)がない前司は受領功過定で「勸賞」しないという制裁を設けて、納入率を高めようとした。この基本方針は、天元4年(981)段階でも継続しており、藤原実資が禊祭行事上卿を勤めていた11世紀前半にも堅持され、受領功過定が形骸化する12世紀になっても齋院勘文による完納確認は行われていた。

本研究は、前稿で推定した第1段階から第2段階、第2段階から第3段階、第3段階から第4段階への転換の時期をさらに明確に論証するとともに、転換の実相とその社会的・財政的要因を解明することを意図するものである。

とくに第1段階から第2段階への転換を律令国家財政から王朝国家財政への構造的転換と位置づけ、第2段階から第3段階、第3段階から第4段階への転換は、第2段階に始まる王朝国家財政構造の展開過程のなかでの制度整備・納入率向上政策であり、それら

財政政策が円熟期の撰閣政治と王朝文化を支える王朝国家体制の財政的基盤となったことを具体的に明らかにしていく。

齋院禊祭料の催徴方式の右の4段階は、9世紀から10世紀にかけての国家財政構造(政策)の4段階を反映していると考えが、上記のような王朝国家論の立場に立つ財政構造認識は、近年の平安時代財政構造について「通説」化している議論、すなわち10世紀後半財政構造転換論とは大きく異なる。10世紀後半転換論の提唱者大津透氏は、律令国家財政構造のもとで深刻化した「調庸納入悪化」に対処するため、10世紀中葉～後半に、率分制・永宣旨料物制・諸司切下文制が導入され、これら新制度に対応するため受領功過定に率分・齋院禊祭料など個別審査項目を増設し、それまで禁止してきた受領設置による弁済使を承認・活用してこれら新制度を運用した、という。これら一連の諸対策が、律令財政構造下の調庸納入悪化を克服する財政構造改革であり、新たな国家段階を出発させる体制転換の基礎をなすものである、とするのである。近年では10世紀後半の画期を自明の前提として議論がなされる傾向にある。

しかしこの議論は、10世紀の「調庸納入悪化」状況を招いた「調庸納入」方式が、9世紀段階、すなわち律令国家財政構造下の調庸納入形態に根本的(原理的)な変化が加えられることなく維持されていたという、なんら証明されていない前提に立っている。この学説の問題点の一つは、9世紀末～10世紀前半における過渡期の財政概念「在下」の問題に取り組んでいないことである。在下論を組み入れることなしにこの時期の財政構造改革のダイナミズムを解明することはできない。在下論の追究によって、転換の画期が9世紀末～10世紀初頭であることを明らかにする。問題点の第二は、10世紀後半に登場したとする新たな調達方法の個別の制度的前提を追究することなく、九世紀的「調庸納入」方式に代わる新制度ととらえたことである。永宣旨方式も切下文方式もその登場または前提は九世紀末～一〇世紀初頭まで遡ることが、本研究によって明らかになる。

実証面では、上記新出史料の紹介によって応和3年宣旨の全文が明らかになり、大津氏が依拠した『朝野群載』(巻28 諸国功過)所収同宣旨は第2段階・第3段階への転換を含む重要な文言を欠落させた抄録であることが判明し、10世紀後半画期論の論拠の一つが崩れてしまった。応和3年における齋院禊祭料の受領功過定独自審査項目化の前段階である官符国宛制(大津氏は料国制という)への転換が、大津氏が想定した「それ以前、おそらく天曆後半から天禄年間にかけて」ではなく、はるか以前の第1段階から第2段階への転換の時期であったことが、疑念の余地ない事実として明らかになった。その時期を明確に示すことが本研究の課題の一つである。

本研究によって、9世紀末～10世紀初頭の財政構造改革の結果、財政構造は大きく転換したのであって、10世紀中葉～後半の財政上の諸対策はあらたな財政構造の枠組みの中での効果的な違期雇悪対策であったこと、したがって10世紀後半財政構造転換論は成り立ち難いことが明らかになった。新出応和3年宣旨からうかがわれる齋院禊祭料調達方式を4つの段階について、それぞれの段階の禊祭料調達方式を国家財政構造のなかに位置づけながら検討することを通して、10世紀後半画期論の財政論的論拠が成立しがたいことが明らかになった。また王朝国家論の視角からの財政政策研究の有効性を示すことができた。

研究成果を具体的に示していこう。9世紀末、律令国家財政の大蔵省への調庸一括進納、大蔵省からの一括配分方式(禊祭料の第1段階)のタテマエが累積未進の増大によって維持できなくなると、政府は、大蔵省に検納しないまま京内に滞留する受領「在下物」を、非公式に重点行事料物に活用するようになる。それが9世紀末から10世紀前半における太政官口宣・大蔵省日収による諸国在下物充用方式であり、さらに9世紀末～10世紀初頭の財政構造改革の一環として、在下物充用の非正規性を払拭して正規制度化した個別行事料物随時調達方式として官符国宛制と大蔵省切下文方式が案出された。その嚆矢が寛平9年(897)～10年、醍醐即位後初度の賀茂祭における齋院禊祭料における官符国宛制の導入であった(禊祭料の第2段階)。この財政改革によって受領の調庸違犯は、一括進納をタテマエとする「未進」から個別行事ごとの申返・違期雇悪へと変貌し、それに対応して違犯対策も未進から違期雇悪(合期精好)へと転換した。延長4年(926)・5年、あらたな王朝国家財政構造のもとで、諸国申請雑事不裁許(禊祭料の第3段階)、祭料物進済強制=神事興行令、抄帳勘会強化による雇悪摘発と功過定不勤賞、諸国在京在下物の強制調査などの申返・違期雇悪対策を通じて財政強化がはかられた。

第3段階に続く禊祭料の第4段階は、応和3年(963)の禊祭料未進受領をターゲットにする功過定不勤賞方針への転換である。10世紀後半画期論が財政構造転換の契機とみる「調庸納入悪化」は財政構造の転換をもたらすものではなく、天慶の乱と天慶・天曆期の旱魃・疫病・飢饉を要因とする個別行事料物の申返・違期・雇悪の増加であり、王朝国家財政構造の枠内であらたな合期精好策を打ち出す契機となった。10世紀後半画期論があらたな財政構造への転換の指標とする、齋院禊祭料官符国宛制・永宣旨料物制(永官符国宛制)・諸司切下文・弁済使のすべては10世紀初頭の財政改革の産物であり、この時期に登場したものではなかった。また正蔵率分制は個別料物随時進納制を採る王朝国家財政構造を前提とする、その脆弱性(違期雇悪)

対策としてのストックとして登場した。禊祭料・率分・料物合期見上数の受領功過定審査項目化も王朝国家財政構造を前提とする違期麁悪（合期精好）対策だった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計9件）

下向井龍彦

王朝国家財政構造への転換と齋院禊祭料の諸段階 『史人』 査読無
7号、2018、15～53
他8編

〔学会発表〕（計1件）

下向井龍彦

寛平・延喜の財政構造改革と禊祭料の諸段階
2017年度広島古代史研究会サマーセミナー
2017

〔図書〕（計2件）

下向井龍彦 科学研究費補助金研究成果報告書 王朝国家財政構造の研究、2018、439

大津透・下向井龍彦 他、山川出版社、撰
関期の国家と社会、2016、281 うち 76-101

〔産業財産権〕

出願状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

下向井龍彦 (SHIMOMUKAI Tatsuhiko)
広島大学・大学院教育学研究科・教授
研究者番号：60171005

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

渡邊誠 (WATANABE Makoto)

広島大学・大学院総合科学研究科・准教授

齋藤拓海 (SAITOU Takumi)

広島大学・文書館・事務補佐員

山本佳奈 (YAMAMOTO Kana)

広島大学・研究員

横田美緒 (YOKOTA Mio)

大手前丸亀中学高等学校教諭)

他9名